

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例

令和6年9月18日条例第4号

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この条例の施行については、沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。